

みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例（平成25年みやき町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 条例第12条に規定する、子どもをいじめ・体罰等から守る委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(通報等の記録)

第4条 町は、いじめの通報又は相談を受けたときは、いじめ相談票（様式第1号）を作成し、その経過を記録するものとする。

(身分証明書の提示)

第5条 条例第12条の規定に基づき調査、調整等を行おうとする者は、その身分を示す証明書（様式第2号）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(是正要請の方法等)

第6条 条例第14条第1項に規定する是正要請は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 条例第14条第4項の規定による報告は様式第3号により、同条第3項の規定による報告は様式第4号により行う。

(報告内容)

第7条 条例第16条第1項に規定する報告とは、次に掲げるものをいう。

(1) 委員会が対応した通報及び相談の概要

(2) 委員会が条例第12条の規定に基づき行った調査、調整等の概要

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部住民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

いじめ相談票

No.

相談日	年月日(曜日)
相談方法	<input type="checkbox"/> 面接() <input type="checkbox"/> 電話() <input type="checkbox"/> その他()
相談時間	午前 時 分から午前 時 分まで 午後 午後
相談場所	<input type="checkbox"/> 事務局相談室 <input type="checkbox"/> 学校() <input type="checkbox"/> 相談者自宅 <input type="checkbox"/> その他()
担当者	氏名
相談者	住所 氏名 性別(男・女) 電話番号 年齢 歳
児童生徒との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 先生() <input type="checkbox"/> その他()
児童生徒名 (被害側・加害側)	学校名 学年 年組 住所 氏名 性別(男・女) 電話番号 年齢 歳
相手方	学校名 学年 年組 住所 氏名 性別(男・女) 電話番号 年齢 歳

※職員使用欄

結果：助言 切替 通報 紹介 その他 開始年月日・番号： 年月日第 号	
町対応	
学校対応	
委員会対応	

①いつ (日 時)		②誰が (相手方)		
③どこで (場 所)		④なぜ (原因・動機)		
⑤だれと (複数の場合)				
⑥誰に対し (相談者等)				
⑦どんな方法で (方法)				
⑧何をしたか (行為とその結 果)				
又は				
その他 相談内容				
回答内容				
備考				
誰かに相談した か	<input type="checkbox"/> 先生 () <input type="checkbox"/> 家族 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談していない。			
※学校に相談していない場合は、相談内容について学校で調査、確 認等を行うことを了承してもらうよう説明をする。			説 明 了 承	要 ・ 不要 し た ・ し ない

様式第2号（第5条関係）

みやき町子どもをいじめ・体罰等から守る委員会における調査証

写真

氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例第12条の規定に基づき調査、調整等を行う権限を有する者であることを証明します。
本証の有効期限は、 年 月 日までとします。

年 月 日

みやき町長

印

(裏面)

この証票を携帯する者は、みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例（以下「条例」という。）に基づき、調査、調整等をする権限を有する者であり、その関係条文は次のとおりです。
第12条 町は、相談等を受けた子どものいじめ・体罰等（いじめ・体罰等の疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、町長の諮問機関として、子どもをいじめ・体罰等から守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、町長の諮問に応じ、相談等のあつたいじめ・体罰等について、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例に関する条例施行規則 第5条 条例第12条の規定に基づき調査、調整等を行おうとする者は、その身分を示す証明書（様式第2号）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

様式第3号(第6条関係)

年月日

みやき町長様

(報告者)

名称

代表者氏名

いじめ・体罰等の防止及び解決に係る是正措置についての報告

年月日付け 第 号では是正要請のあった事項に係る措置について、みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例第14条第3項の規定により、次のとおり報告します。

報告を求められていたこと	
添付資料	なし・あり(別添枚)
是正などの措置の内容 (措置を講じられない理由)	
備考	

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

みやき町子どもをいじめ・体罰等から守る委員会
委員長様

みやき町長

印

いじめの防止及び解決に係る是正要請に対する経過の確認の結果について（報告）

年 月 日付け 第 号で _____ に対し是正要請したことについて、経過を確認したので、みやき町子どものいじめ・体罰等の防止条例第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

是正要請の内容	
添付資料	なし・あり（別添枚）
是正などの措置の内容 (措置を講じられない理由)	
備考	